

【ご案内】

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律に係る手続の  
オンライン化（Gビズフォーム）について

令和6年4月1日

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（以下、本法）第3条及び第4条に係る届出については、現在、持参または郵送によりご対応いただいているところですが、政府方針として、業務効率化の取組を推進するための行政手続のオンライン化が推進されている中、本法に基づく申請についても、Gビズフォーム（※1）を活用したオンライン方式も可能にすることとし、現在整備を進めているところです。

オンラインによる届出受付は、令和6年5月13日を目途に開始する予定としており、今後改めてご案内いたしますが、まずは**利用ガイド**として「ゴルフ会員契約適正化法利用者マニュアル」を掲載しておりますのでご参照ください。

＜事前対応のお願い＞

新システム利用時にはgBizID（デジタル庁が提供する法人・個人事業主向け共通認証システム）のログインID・パスワードが必要となります。

このため、会員制事業者のうち当該ログインID・パスワードを未取得の事業者におかれましては、新システムの利用開始までに「gBizIDプライム」のアカウントの取得（※2）をお願いいたします。詳しくは、以下のホームページをご参照ください。

gBizID サイト：<https://gbiz-id.go.jp/top/>

（※1）Gビズフォームとは、経済産業省が所管する各種申請・届出をオンラインで行う、行政手続オンラインシステムです。

（※2）「gBizID プライム」のアカウントの取得に当たっては、印鑑証明書が必要になります。

経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ商取引監督課

担当：加藤、臼杵、丑丸

（直）03-3501-1511（内線：4191）